

車両出入口設置基準

市原市 土木部

目 次

1. 車両出入口設置

[1] 車両出入口の設置基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5

- (1) 目 的
- (2) 設置及び施工基準
- (3) 出入口の幅員
- (4) 出入口の制限
- (5) 連続する出入口等の間隔
- (6) 出入口の角度
- (7) 既存出入口の復旧
- (8) 出入口設置の制限区域
- (9) 出入口設置の禁止区域
- (10) 街路樹・街路樹柵の取扱い
- (11) 視覚障害者誘導用ブロックの取扱い
- (12) 車両の進入防止
- (13) その他の道路施設の取扱い

[2] 車両出入口設置工事の施工基準・・・・・・・・・・・・ 5～8

- (1) 出入口の構造
- (2) 舗装構成
- (3) 材 料
- (4) 歩道面の勾配
- (5) 平坦部分の確保
- (6) 既存排水施設（側溝等）
- (7) その他の施設
- (8) 施工管理

1. 車両出入口設置

〔1〕 車両出入口の設置基準

(1) 目 的

この基準は、市原市が管理する道路における車両出入口の設置に伴う、歩道の切下げ工事及びそれに関連する工事について、道路構造の保全と全ての人が安全で安心して通行できる道路空間を形成するため、必要な事項を定めるものである。

(2) 設置及び施工基準

- ① 工事に伴う基本的な事項については、「道路工事及び道路占用工事の実施要領」によるものとし、本基準及び「千葉県土木工事共通仕様書」並びに関係法令に基づき、施工すること。
- ② 出入口の設置にあたっては「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を準拠するものとする。
- ③ この基準によりがたい場合、または、この基準に定めのない事項については、道路管理者の指示に従うものとする。

(3) 出入口の幅員

- ① 車両出入口の幅員は、自動車の利用状況に応じ必要最小限とし、次の基準（表—1）に基づき決めるものとする。

（表—1）

区 分	車 両 種 別			最大切下幅	使用目的等
	車 種	幅	長		
A	乗用車 小型貨物自動車	2.0m以下	6m以下	4.0m 以下	一般宅地の出入口
B	乗用車 小型貨物自動車	2.5m以下	〃	6.0m 以下	店舗、事務所、マンション等の出入口
C	普通貨物自動車等 (6.5 t以下)	〃	12m 以下	8.0m 以下	普通貨物車が出入する店舗・事務所等の出入口
D	中型及び大型貨物 自動車等	〃	〃	12.0m 以下	給油所、工場、倉庫等の出入口

- ② 一般宅地等において、止むを得ず駐車場を並列駐車とする場合は、土地利用図を添付し、必要最小限の幅員とすること。
（例：駐車幅2台分で $W=5.0m \Rightarrow$ 切下げ幅 max5.0mまで認める。）
- ③ トレーラー、特殊車両が出入する場合又は、現場の状況並びにその他特別な理由により、表—1によりがたい場合は、車両軌跡図により切下げ幅を決めることができる。

(4) 出入口の制限

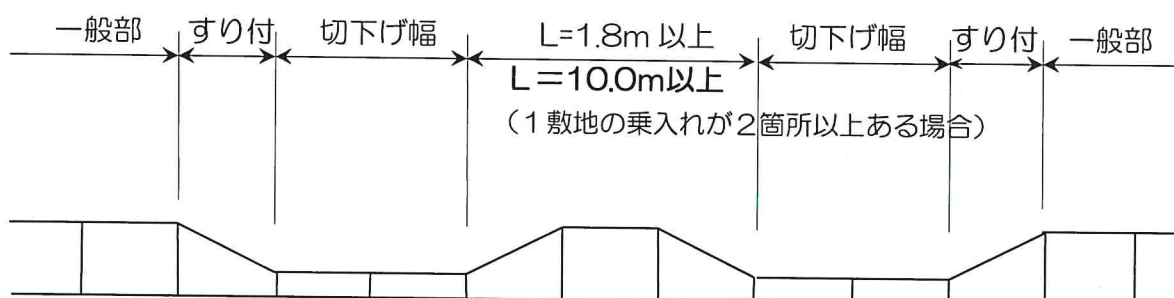
1 敷地における出入口は、1 箇所を原則とする。ただし次に掲げるもののうち、道路管理者が必要と認めた場合は2箇所以上とすることができる。

- ① 大型店舗等で駐車場が広い場合。
- ② 給油所、コンビニ等で駐車場への車両出入りが頻繁な施設の場合。
- ③ 同一敷地内において使用目的が異なり分離されている場合。

(5) 連続する出入口等の間隔

出入口が近接又は連続する場合は次のとおりとする。

- ① 隣接地との車両出入口が連続する歩道切下げ間隔は、1.8m以上確保するものとする。
- ② 1 敷地で2箇所以上の出入口を設ける場合は、出入箇所の間隔は 10m以上 とするものとする。
- ③ 駐車場が道路に面して連続している場合や切下げが既に設置されている等、特に止むを得ない場合は、この限りではない。



(6) 出入口の角度

車両出入口設置の角度は、道路に対し直角 (90°) とすること。ただし特にやむを得ない場合は、 60° 以上とすることができる。なお、前記の場合、車両出入口の幅員基準 (表-1) の最大切下幅に車両が通行するために必要幅員を加えることができる。

(7) 既存出入口の復旧

既に出入口を設置してある敷地の出入口位置を変更する場合は、既存出入口は原形に復旧する。

(8) 出入口設置の制限区域

次に定める区域については、車両出入口の設置を原則として認めないものとする。

- ① 横断歩道及び停止線の前後5m以内の部分
- ② 交差点 (縦幅員7m以上の道路の交差点) 及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分、ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く
- ③ バス停留所ただし停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10m以内の部分
- ④ バス停車帯の部分

- ⑤ トンネル、洞門等の前後50m以内の部分
- ⑥ 地下道、横断歩道橋の昇降口から5m以内の部分
- ⑦ 橋の部分
- ⑧ 踏切りから10m以内の部分
- ⑨ 防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く
- ⑩ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする箇所、ただし、道路管理者及び占有者が移転を認めた場合は除く
- ⑪ その他、防災上並びに道路管理上、著しく支障があると認められる部分

(9) 出入口設置の禁止区域

次に定める区域については、車両出入口の設置を禁止する。ただし、災害時など緊急車両等の出入口を設置する必要がある場合は例外とする。

- ① 景観法（平成16年法律第110号）第8条に基づき、市原市景観計画で「景観重要公共施設（景観形成上重要な公共施設）」として位置づけられ、「整備に関する事項」の定めにより、自動車の歩道への乗り入れを制限し、歩道の改変を禁止した道路。

(10) 街路樹・街路樹柵等の取扱い

車両出入口設置に伴う街路樹、街路樹柵の取扱いについては次のとおり定める。

- ① 車両出入口は、街路樹及び街路樹柵を避けること。ただし、特に止むを得ない場合は、道路管理者と協議し、街路樹柵を移設するものとする。
- ② 幹周60cm未満（目通り）の街路樹は移植を原則とする。ただし、周辺の状況や移植の難易度により、道路管理者が移植困難と判断した場合は、次項(③)によるものとする。
- ③ 幹周60cm以上（目通り）及び道路管理者が移植困難と判断した街路樹は、伐採、伐根して適正に処分すること。なお、伐採した樹木の代替は、道路管理者と協議し、近隣の空柵に植樹するものとする。
- ④ 代替樹木の大きさは、樹種等に応じて樹高3.0～5.0m程度のものとし、樹木の樹高、幹径に応じた支柱を設置しなければならない。
- ⑤ 移植方法、街路樹柵の設置位置及び規格等については、街路樹移植等標準仕様書（別記）及び市原市街路樹設置指針によるものとする。
- ⑥ 植樹ブロックは、別図3の構造図を参照し、設置する。
- ⑦ 街路樹柵の設置位置及び規格等が満たない場合は、街路樹柵を撤去し、歩道舗装等で復旧するものとする。
- ⑧ 道路管理者が移植等を不要と判断した場合は、伐採、伐根して適正に処分すること。

(1 1) 視覚障害者誘導用ブロックの取扱い

車両出入口設置に伴う視覚障害者誘導用ブロックの取扱いについては、次のとおり定める。

- ① 視覚障害者誘導用ブロックの復旧にあたっては、原則として、道路管理者が認めた材料とする。なお、連続的かつ極力直線的に設置するものとする。
- ② 視覚障害者誘導用ブロックは、原則として加工しないで、正形状のまま設置するものとする。
- ③ 視覚障害者誘導用ブロックの接着目地は、舗装との整合性や接着性のよいものを用いるものとする。なお、既設の舗装やブロックとの取付け部に段差が生じないように十分注意して、施工すること。
- ④ その他、視覚障害者誘導用ブロックの設置については、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」によるものとする。

(1 2) 車両の進入防止

歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、次のとおり定める。

- ① 歩道の有効幅員が2.5m以上（植樹柵・植樹帯を除く）で車両出入口区分（表一1）のC・Dの場合は、車両出入口の両端に車止めを設置することを原則とする。
- ② 車止めの設置間隔は、障がい者等の通行を考慮し、申請地側より@1.5mとすること。
- ③ 設置する車止めには、夜間の視認性を確保するため、反射帯を設置すること。
- ④ 車両出入口設置箇所に、既存の車止めがある場合は、基礎を含めて移設するものとする。
- ⑤ 大型店舗・コンビニ・給油所等は、車両が車両出入口以外から進入できないよう、駐車場内に進入防止施設を設けるものとする。

(1 3) その他の道路施設の取扱い

車両出入口を設置する箇所に、道路施設等がある場合の取扱いについては次のとおり定める。

- ① 官民境界沿い等に側溝等の排水施設がある場所を出入口として使用する場合は、排（用）水機能に支障を与えないようにするものとする。なお、設置については、[2]車両出入口設置工事の施工基準（6）に従い実施すること。
- ② 街渠柵の移設を伴う場合は、道路の排水勾配を考慮し、設置するものとする。
- ③ 原則として、マンホール、消火栓等のある個所は認めない。止むを得ず認めた場合は、関係機関と協議して、高さ調整を行うものとする。
- ④ 車両出入口設置箇所に、その他の道路施設（道路照明等）がある場合は、基礎を含めて移設するものとする。なお、既存の基礎（コンクリート等）については、撤去するものとする。ただし、特にやむを得ない場合は、道路管理者と協議し、決定することができる。

〔2〕車両出入口設置工事の施工基準

(1) 出入口の構造

- ① 車両出入口の構造は、歩道幅員及び各区分により異なり次の表一2により、別図のとおり施工する。ただし、沿道の状況により止むを得ない場合は、道路管理者と協議し、決定するものとする。

(表一2)

No.	現状の歩道形式	歩道幅員	図面番号
1	マウンドアップ式	2.0m以上 2.5m未満	別図1-1
2	〃	2.5m以上	別図1-2
3	〃	2.5m以上（植樹柵有）	別図1-3
4	フラット式		別図1-4
5	マウンドアップ式	2.0m以下の狭い歩道	別図1-5

- ② 隅切りを設ける場合は、別途協議とすること。

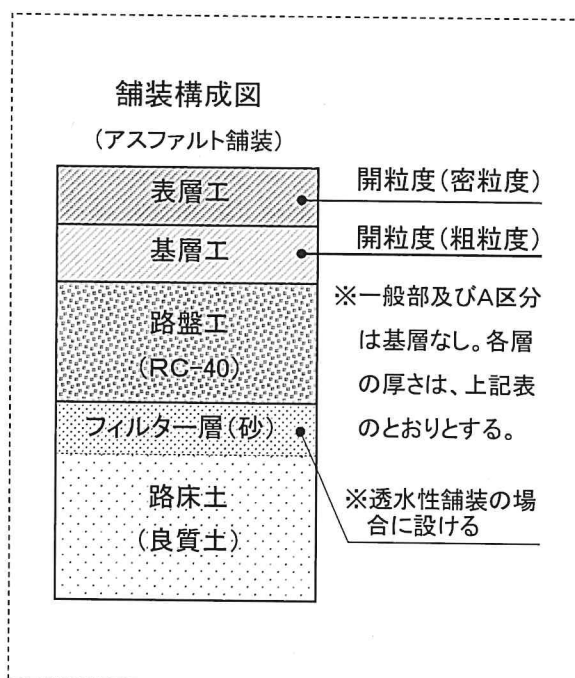
※ 協議については「道路法第24条の承認及び第19条第1項の許可にかかる審査基準について」（平成6年9月30日付建設省政発第49号）を準拠する。

(2) 舗装構成

出入口の舗装については、アスファルト舗装とすること。なお、次の表に基づき各区分に合わせて施工するものとする。ただし、道路管理者と協議し、止むを得ない場合に限りコンクリート舗装を認める。

(表-3)

区 分	アスファルト舗装 (cm)			コンクリート舗装 (cm)	
	表層工	基層工	路盤工	コンクリート	路盤材
	開粒度 (密粒度)	開粒度 (粗粒度)	RC-40	21kn/m ² 以上 溶接鉄網6mm以上	RC-40
一般部	4	—	10	—	—
A	5	—	25	15	10
B	5	5	25	20	20
C	5	5	35	20	25
D	5	5	50	25	25



(注1) アスファルト舗装において、区分C・Dについては()の材料を使用すること。

(注2) 透水性舗装(開粒度)の場合は、雨水の浸透を阻害するため、瀝青材(プライムコート・タックコート)を散布しないこと。また、路盤材の下にフィルター層(砂)を5cm設けること。

(注3) 路盤工については、1層あたり20cm以下敷きならし及び転圧作業を実施すること。

(注4) インターロッキングブロック、平板ブロック等の上記以外の舗装又は、特別な理由等による場合は、道路管理者と協議して決定する。

(3) 材 料

出入口設置工事に使用する材料については、次のとおりとする。

- ① コンクリート製品及び舗装用材料は、JIS規格に適合したものであること。
- ② 表層は開粒度アスファルト混合物又は密粒度アスファルト混合物若しくは同等以上の材料を使用する。なお、なるべく再生材を使用すること。
- ③ 基層は粗粒度アスファルト混合物を使用する。なお、なるべく再生材を使用すること。
- ④ 路盤材は再生クラッシャーラン(修正CBR30以上)若しくは同等以上の材料を使用すること。

- ⑤ 路床土は良質土を用いること。
- ⑥ 大型車両が出入する場合は、エプロン付歩車道境界ブロック（T-25）を使用すること。

（４） 歩道面の勾配

歩道面に設ける勾配は、地形の状況その他の特別の理由により、止むを得ない場合を除き、次のとおりとする。

- ① 歩道の縦断勾配は、５％以下とする。ただし、沿道の状況により止むを得ない場合は、８％以下とすることができる。
- ② 歩道の横断勾配は、雨水等の適切な排水を勘案して、２％を標準とする。また、透水性舗装等を行った場合、又は縦断勾配により雨水等を適切に排水できる場合は、１％以下とする。

（５） 平坦部分の確保

歩道面には、車いす使用者等の安全な通行を考慮し、原則として１ｍ以上の平坦部分（横断勾配１～２％）を連続して設けるものとする。なお、幅員が３ｍ以上の歩道については、原則として平坦部分を２ｍ以上確保するものとする。

（６） 既存排水施設（側溝等）

側溝等の排水施設がある場所を出入口として使用する場合は、次の表に基づき各出入口区分に合わせて施工するものとする。

（表－４）

区分	普通Ｕ字溝（開水路）		リット付（落蓋式）側溝	
	１種蓋又は蓋無	２種蓋	歩道用蓋	路側用蓋
A	防音型側溝に布設替 または ２種蓋に掛替	——	側溝暗渠化工 または 路側用蓋に掛替	——
B	防音型側溝に布設替	防音型側溝に布設替	側溝暗渠化工 または 路側用蓋に掛替	——
C	横断用グレーチング付 （固定式）Ｕ型側溝に 布設替	横断用グレーチング付 （固定式）Ｕ型側溝に 布設替	横断用グレーチング付 （固定式）Ｕ型側溝に 布設替	横断用グレーチング付 （固定式）Ｕ型側溝に 布設替
D	重耐用横断Ｕ型側溝 に布設替	重耐用横断Ｕ型側溝 に布設替	重耐用横断Ｕ型側溝 に布設替	重耐用横断Ｕ型側溝 に布設替

（注１） 既存が普通Ｕ字溝で２種蓋に掛け替える場合は、その上下流または周辺に同一構造があること、且つ、歩道舗装高と段差が生じないものであることを条件とする。

(注2) 区分Bで、既存が歩道用のリット付（落蓋式）側溝の場合は、側溝本体も路側用側溝または横断用側溝等に布設替えするものとする。

(注3) 全区分について、側溝等を暗渠構造（ボックスカルバート等）に変更することができる。
なお、この場合、現況の通水断面を確保することと、両端に接続柵を設置することを原則とする。

(7) その他の施設

出入口設置に伴い、位置、構造等が変更となる施設については、下記を参照に構造図を作成すること。

No.	名 称	図面番号
1	歩車道境界ブロック（標準、切下げ、すり付け）	別図2
2	植樹柵及び植樹帯 街路樹支柱	別図3
3	横断用U型側溝、重耐用横断U型側溝、グレーチング	別図4
4	街渠柵	別図5
5	防音型側溝	別図6
6	側溝暗渠化工	別図7
7	車止めポール	別図8

(8) 施 工 管 理

出入口設置に伴う工事の施工管理については、千葉県土木工事標準仕様書及び千葉県土木施工管理基準を準拠するものとする。

附 則

1. この基準は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（一部改定）

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（一部改定）

この基準は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（一部改定）

この基準は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（一部改定）

この基準は、平成24年9月1日から施行する。

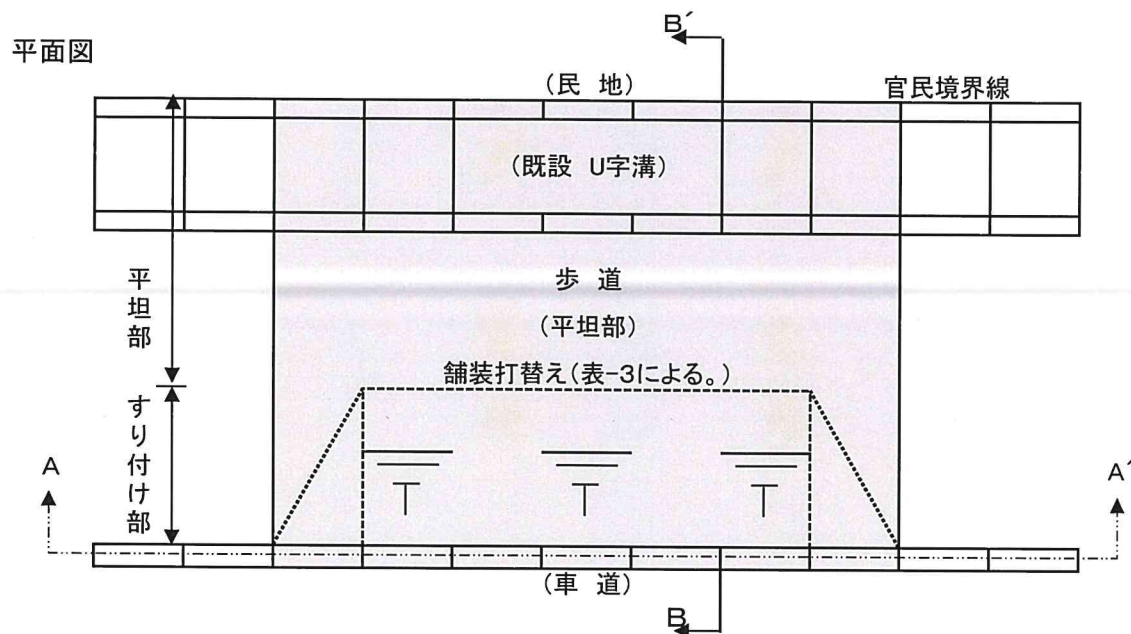
附 則（一部改定）

この基準は、平成30年6月15日から施行する。

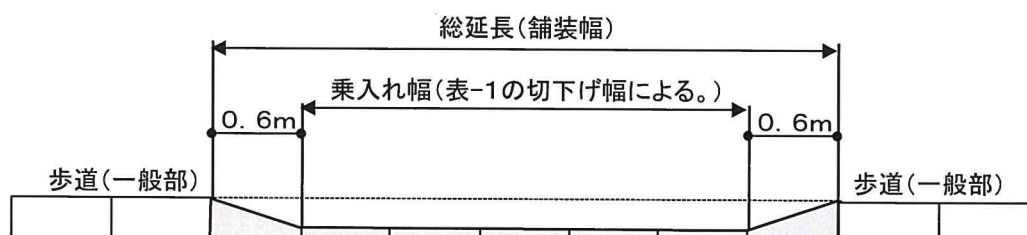
車両出入口標準図

別図 1-1

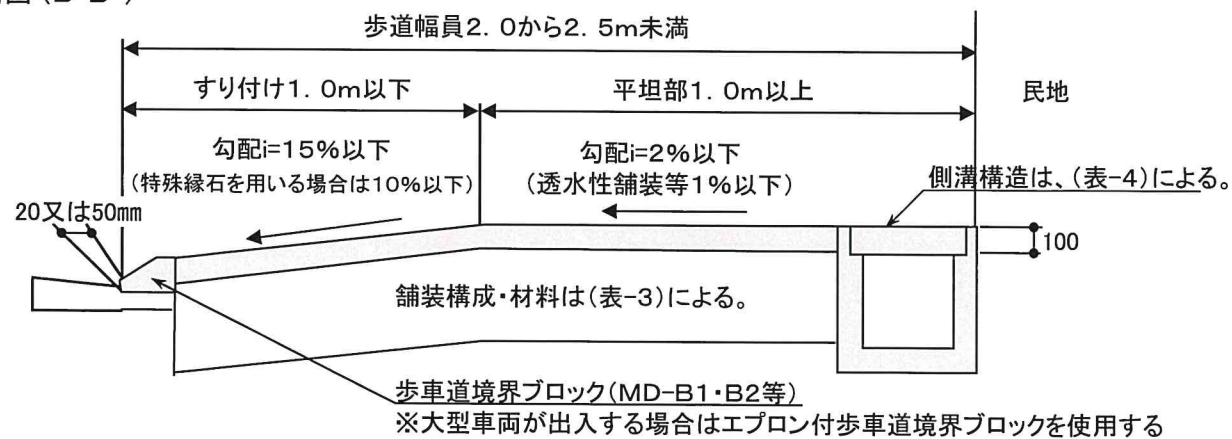
(1) 歩道幅員2.0m以上2.5m未満の切下げの場合
(区分A・B・C・D)



正面図 (A-A')



断面図 (B-B')

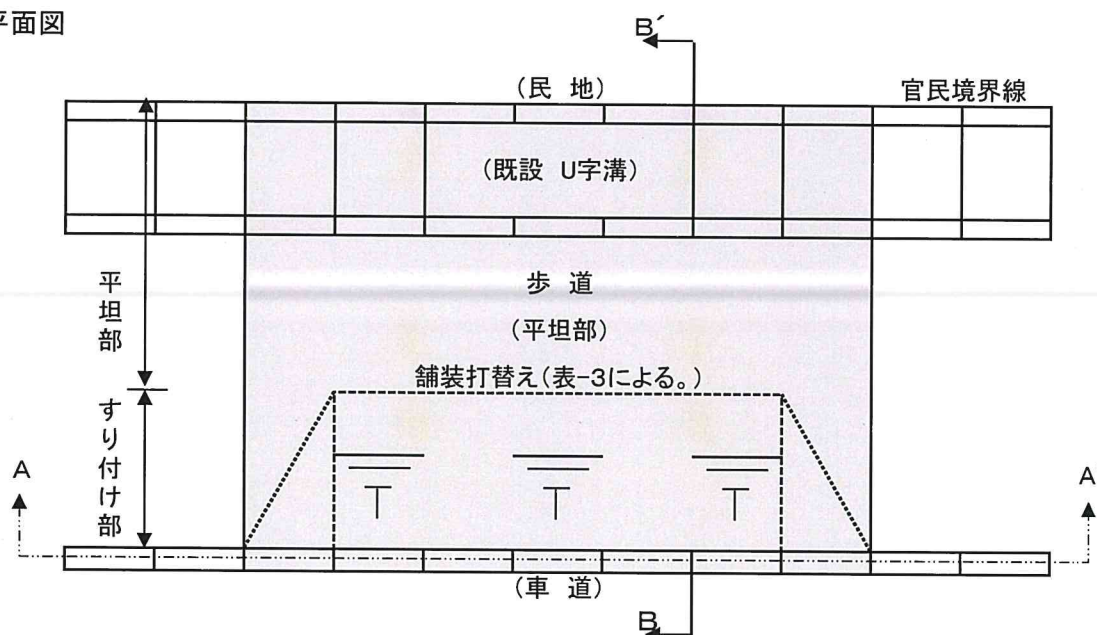


車両出入口標準図

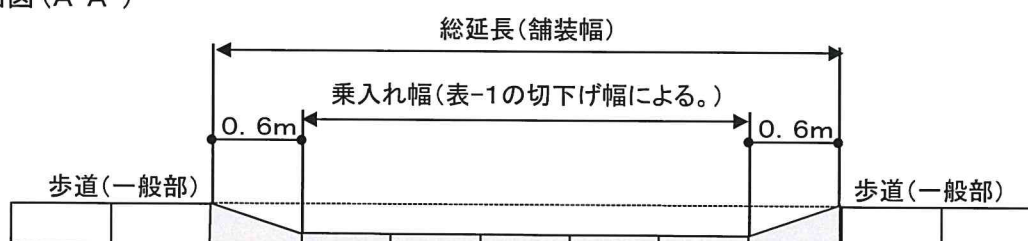
別図 1-2

(2) 歩道幅員2.5m以上の切下げの場合
(区分A・B・C・D)

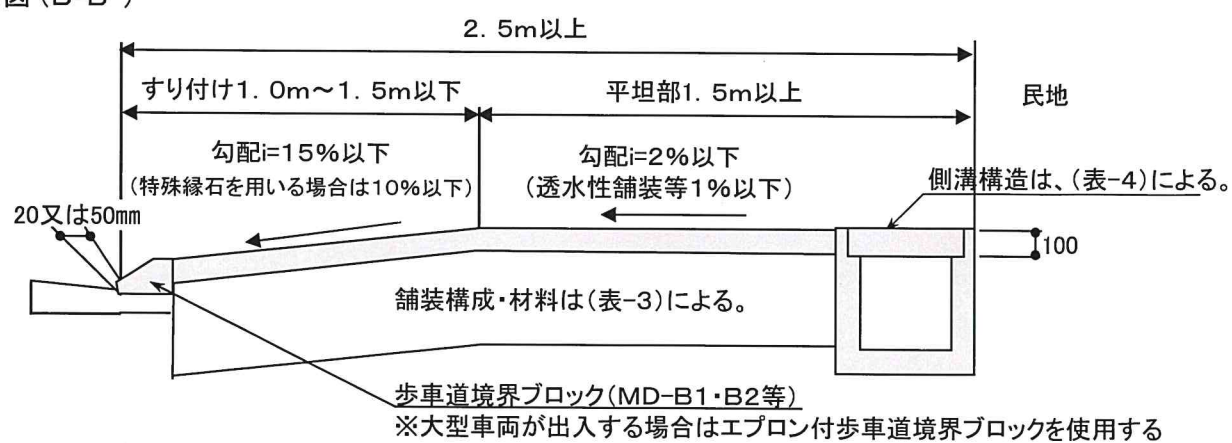
平面図



正面図 (A-A')



断面図 (B-B')



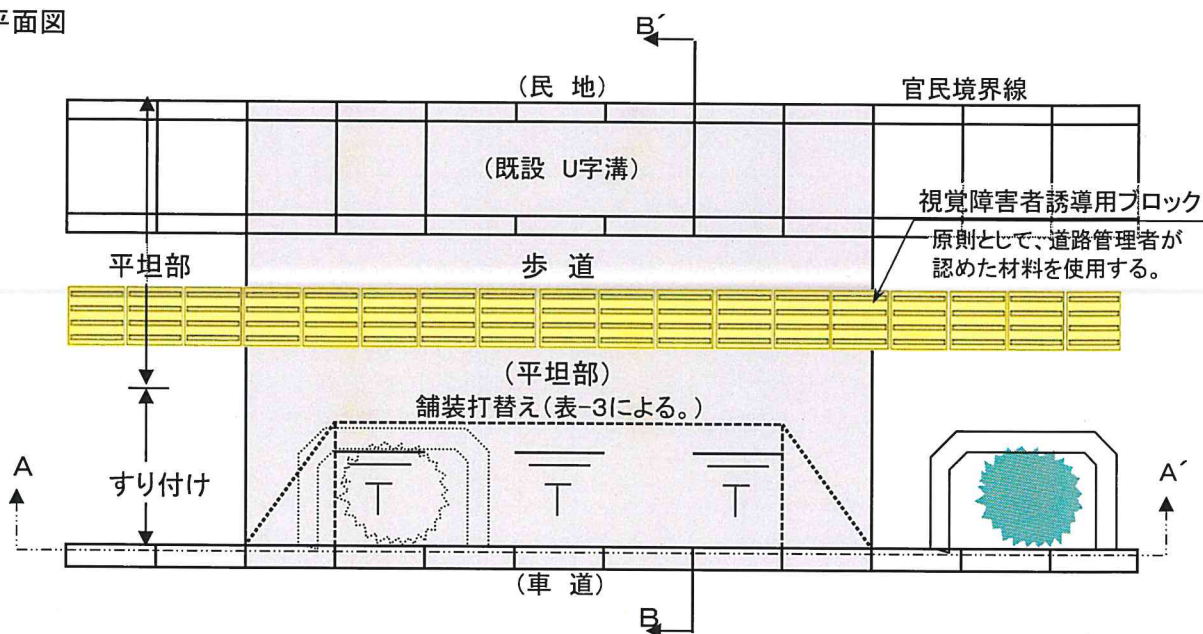
※歩道幅員3m以上の場合は、平坦部の幅員を2.0m以上確保するよう努める。

車両出入口標準図

別図 1-3

(3) 歩道幅員2.5m以上で街路樹樹及び視覚障害者誘導用ブロックがある切下げの場合
(区分A・B・C・D)

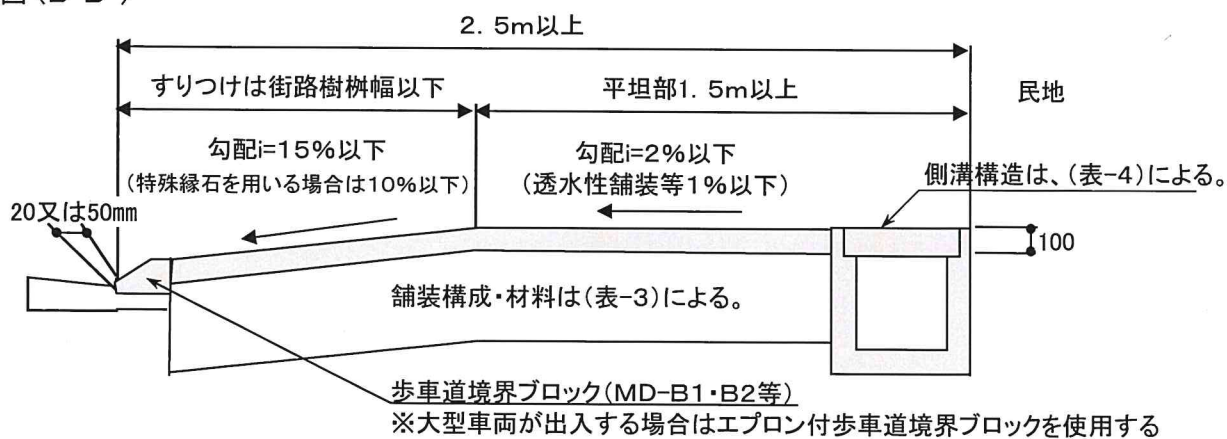
平面図



正面図 (A-A')



断面図 (B-B')



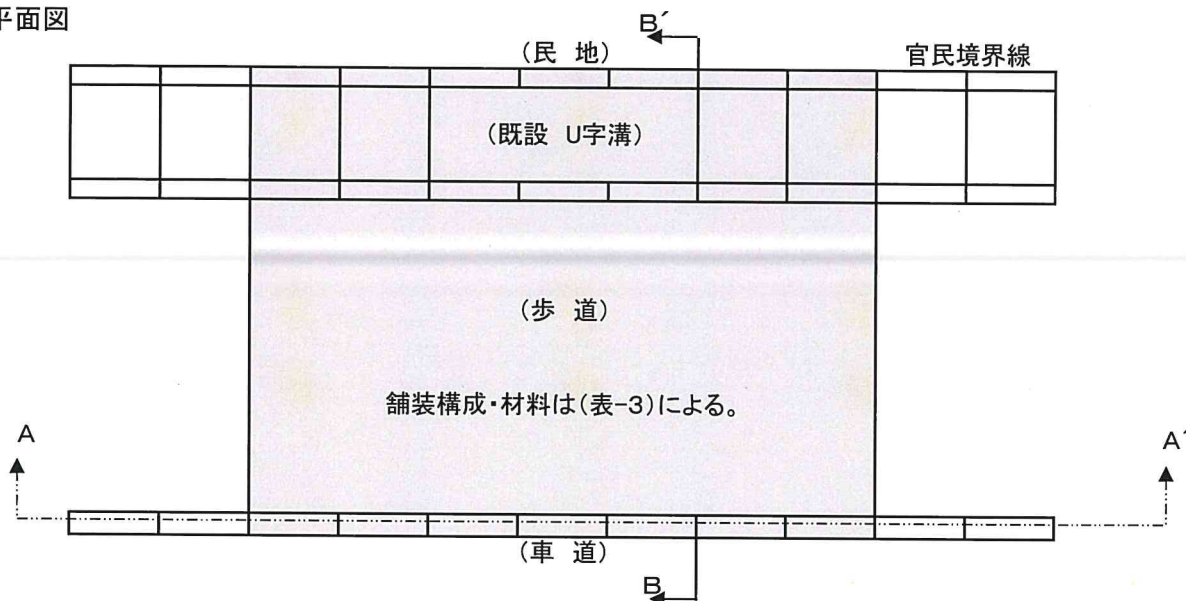
※歩道幅員3m以上の場合、平坦部の幅員を2.0m以上確保するよう努める。

車両出入口標準図

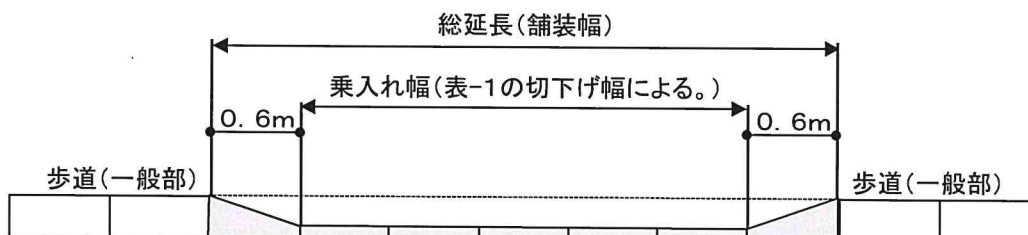
別図 1-4

(4) フラット式の歩道切下げの場合 (区分A・B・C・D)

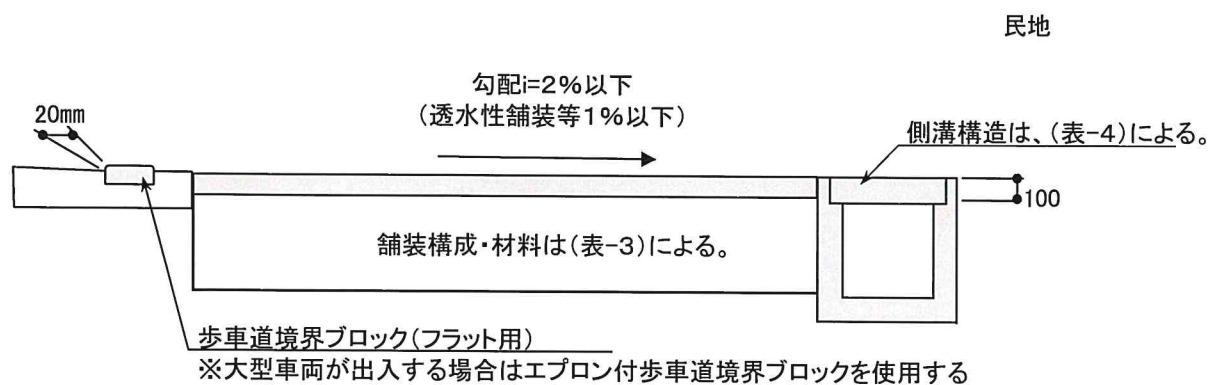
平面図



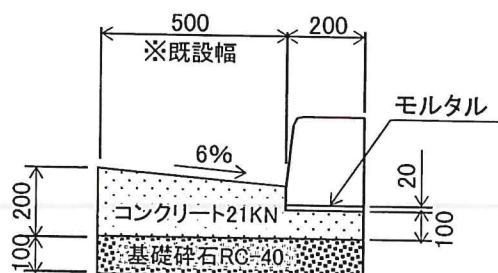
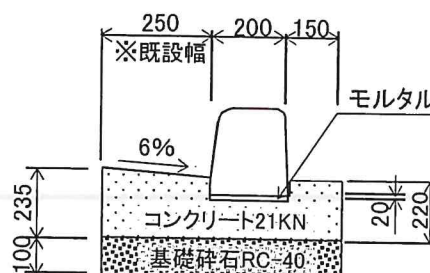
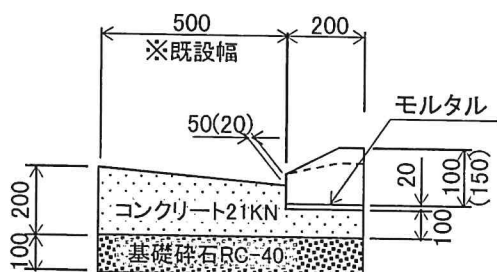
正面図 (A-A')



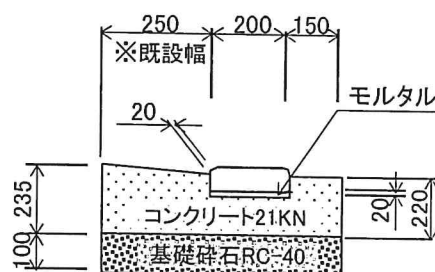
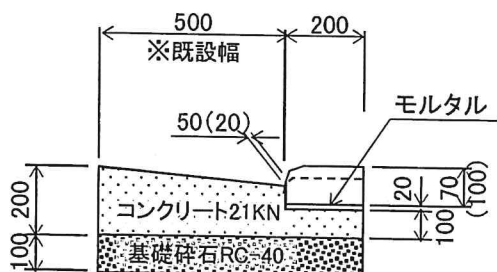
断面図 (B-B')



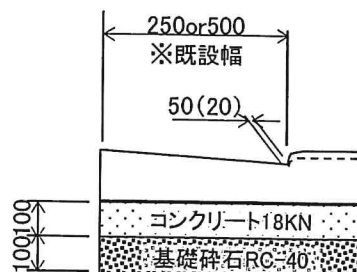
歩車道境界ブロック設置工 標準 図

マウンドアップ型
基本型
(B 型)フラット型
基本型
(FS-C型)マウンドアップ型
(セミフラット型)
切下げ型
(MD-B1・B2型)

※() MD-B2

フラット型
切下げ型
(FD-C型)マウンドアップ型
(セミフラット型)
切下げ型
(MD-B20・B50型)

※() MD-B50

マウンドアップ型
(セミフラット型)
切下げ型
(プレキャスト・T-25)※フラット型(プレキャスト)を使用する
場合も基礎厚は同様とする。

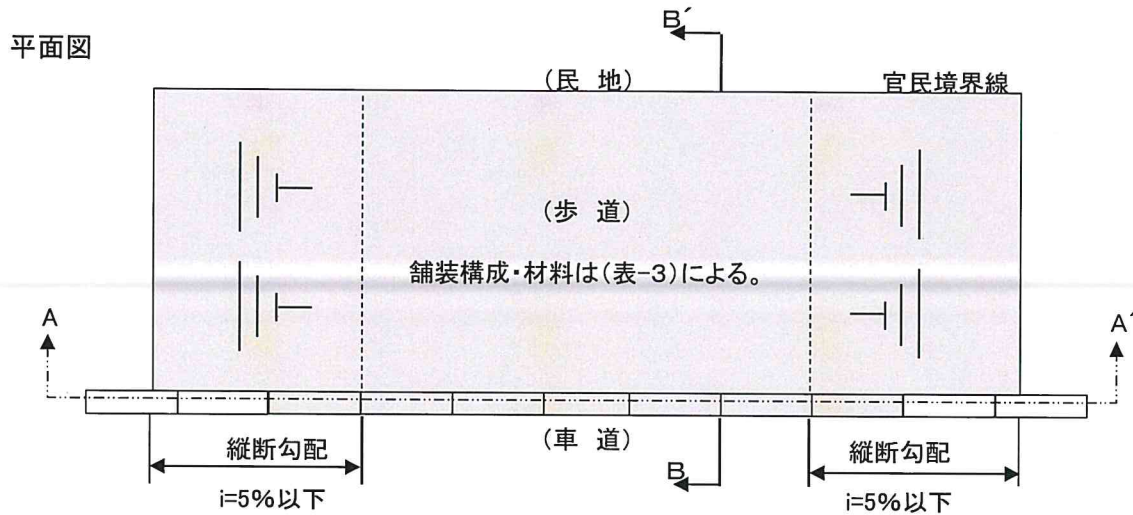
[注意]

- ① 歩車道境界ブロックの段差は、5cmを標準とする。ただし、特殊ブロック(MD-B2等)を使用した場合は、2cmとすることができる。
- ② エプロン(コンクリート部)の横断勾配は6%を標準とするが、沿道の状況に応じて交通及び排水処理に支障ない範囲で変えることができる。
- ③ 大型車両が出入する場合は、エプロン付歩車道境界ブロック(T-25)を使用すること。
- ④ 路床が軟弱な場合は、石灰安定処理又はセメント安定処理等により、改良すること。

車両出入口標準図

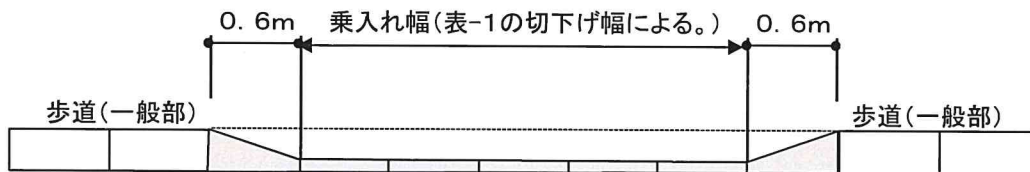
別図 1-5

(5) 歩道全面を切下げする場合(歩道幅員2.0m以下の場合)
(区分A・B・C・D)

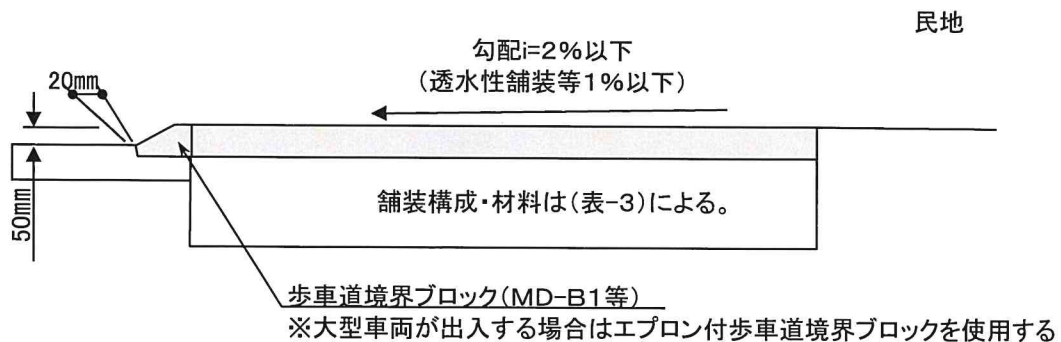


※沿道の状況により止むを得ない場合は縦断勾配 $i=8\%$ 以内とする。
なお、地形状況等、特別の理由により、止むを得ない場合はこの限りではない。

正面図(A-A')



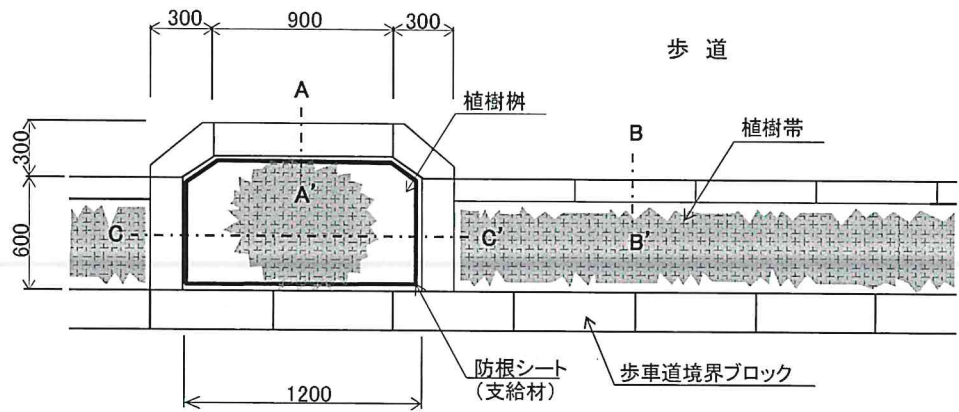
断面図(B-B')



※ 歩道全体を切下げの場合は、セミフラット形式を基本とする。
※ 必要に応じて民地側の計画高を調整する。

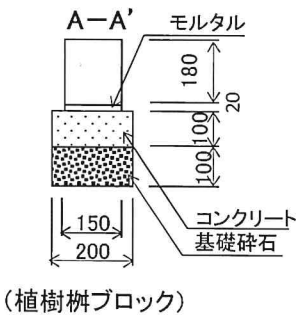
植樹柵及び植樹帯設置工 標準 図

平 面 図

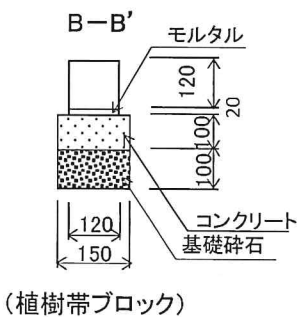


※移設する植樹柵の大きさは、原則として、既設柵と同じ大きさとすること。

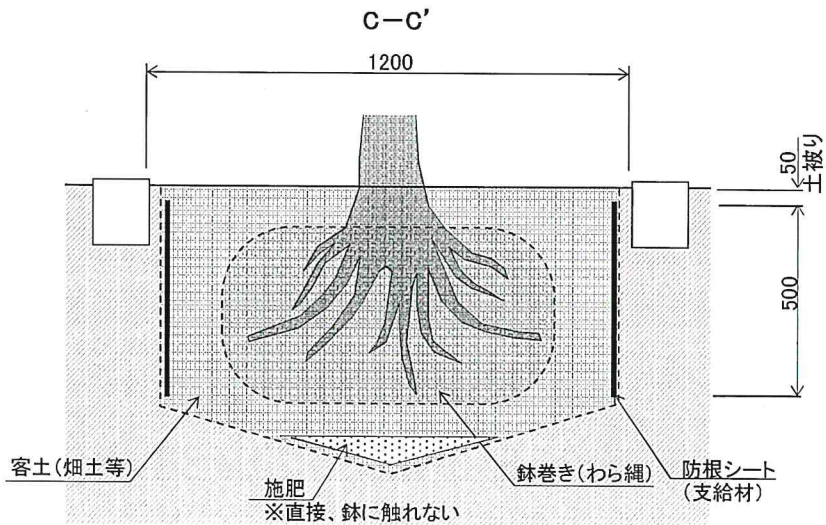
断 面 図



断 面 図



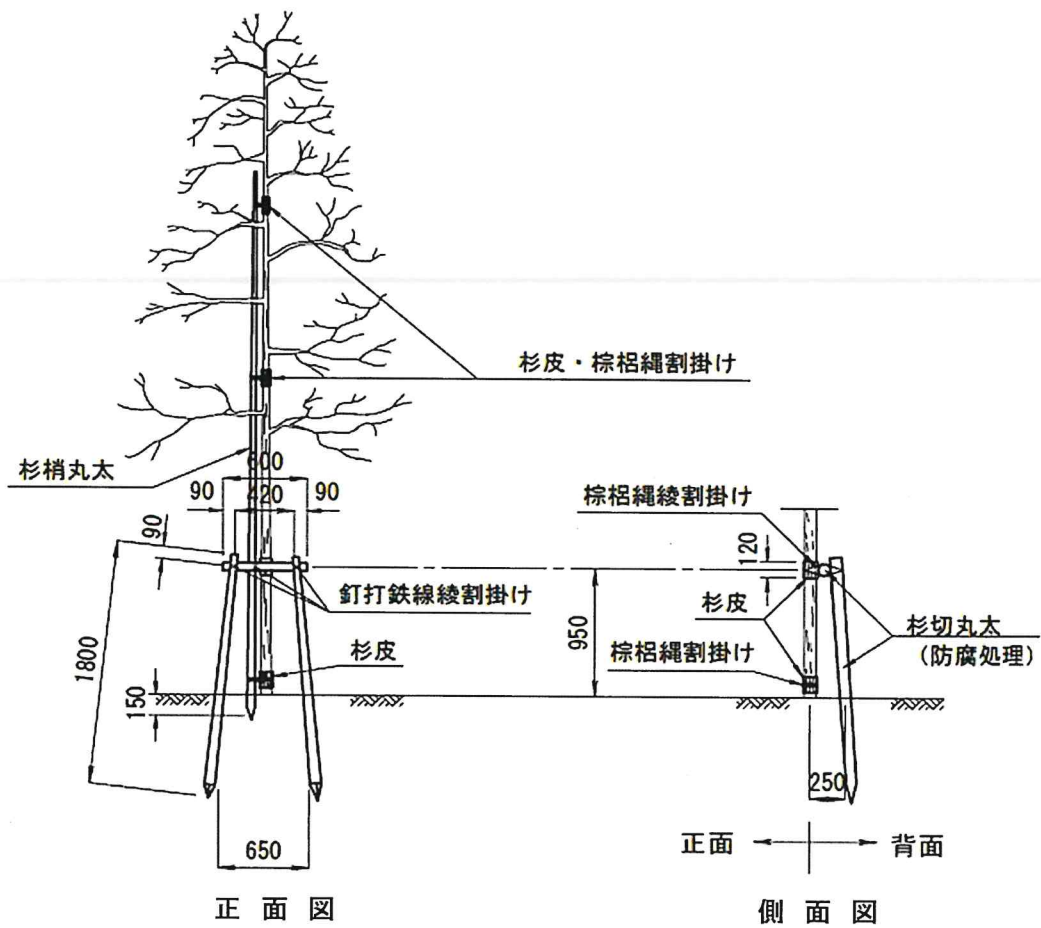
断 面 図



[注意]

- ① 中・高木を移植又は植栽する場合は、堀山周囲に防根シート(H=50cm・市より材料支給)を設置する。
- ② 防根シートについては、客土天端より5cm下りで設置する。

二脚鳥居（添木付）
樹高2.5m以上



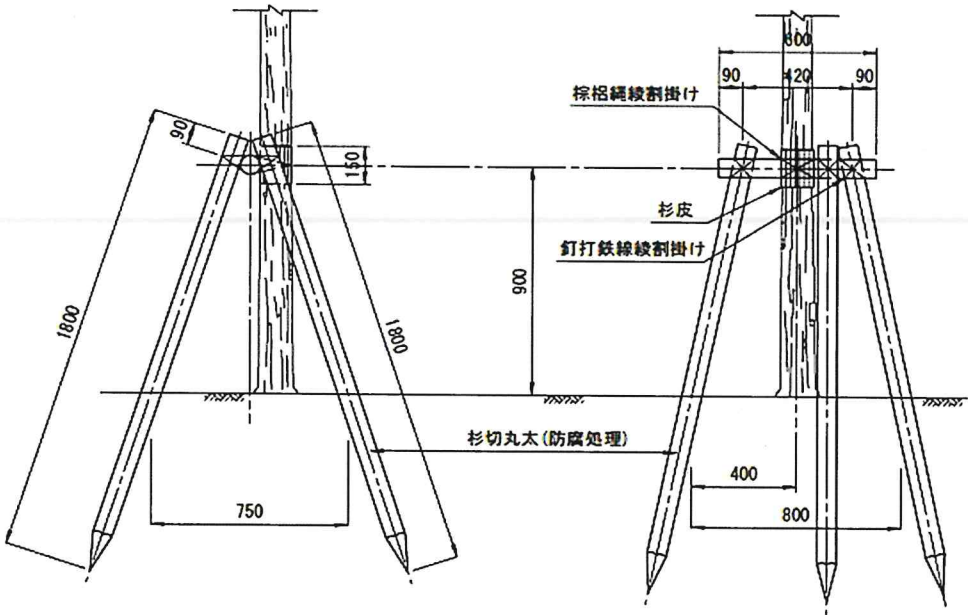
材料表：二脚鳥居（添木付）

（1本当り）

品名	形状寸法	数量	単位	摘要
杉切丸太	長1.8m、末口径6cm	2.0	本	控木用
〃	長0.6m、末口径6cm	1.0	〃	〃
杉梢丸太	長4m、元口径6cm	1.0	〃	添木用
釘		1.0	式	打付用
鉄線	亜鉛引#18	1.0	〃	結束用
杉皮	長さ60cm、幅30cm	1.0	〃	幹当用
棕櫚縄	径3mm	1.0	〃	結束用
クレオソート		1.0	〃	防腐用

- 備考
- （1）樹高250cm以上の樹木に適用する。
 - （2）丸太材料は、素材に防腐処理加工する。
 - （3）棕櫚縄及び鉄線による結束は、2本どり3回巻の計6回巻以上とする。
 - （4）樹高250cm以下は添木無しとする。

三脚鳥居
幹周30cm以上60cm未満



正面図

側面図

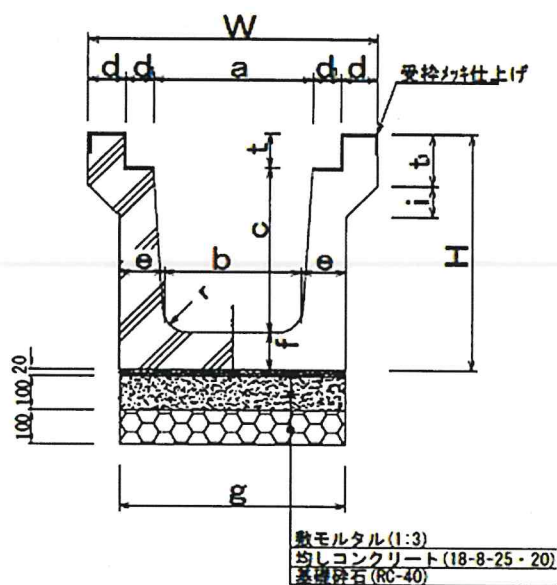
材料表：三脚鳥居

(1本当り)

品名	形状寸法	数量	単位	摘要
杉切丸太	長1.8m、末口径7.5cm	3.0	本	控木用
〃	長0.6m、末口径7.5cm	1.0	〃	〃
釘		1.0	式	打付用
鉄線	亜鉛引#18	1.0	〃	結束用
杉皮	長さ60cm、幅30cm	1.0	〃	幹当用
棕櫚縄	径3mm	1.0	〃	結束用
クレオソート		1.0	〃	防腐用

- 備考 (1) 幹回り30cm以上60cm未満の樹木に適用する。
(2) 丸太材料は、素材に防腐処理加工する。
(3) 棕櫚縄及び鉄線による結束は、2本どり4回巻の計8回巻以上とする。

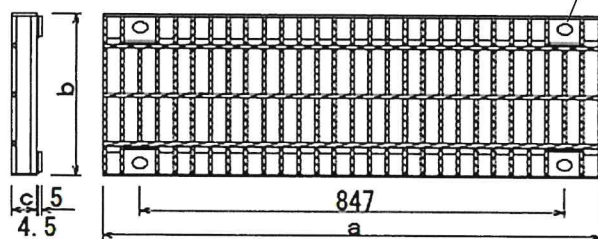
横断用グレーチング付(固定式)U型側溝



寸法表

呼び名	寸 法(mm)													
	a	b	c	d	d ₁	e	f	g	i	t	t ₁	r	H	W
240	242	220	265	60	49	70	60	360	50	60	100	50	385	460
300	302	260	320	70	54	85	70	430	50	65	100	50	455	550
360	362	310	375	75	49	105	80	520	50	70	130	50	525	610
450	452	400	465	80	54	120	90	640	50	85	150	70	640	720

固定式グレーチング



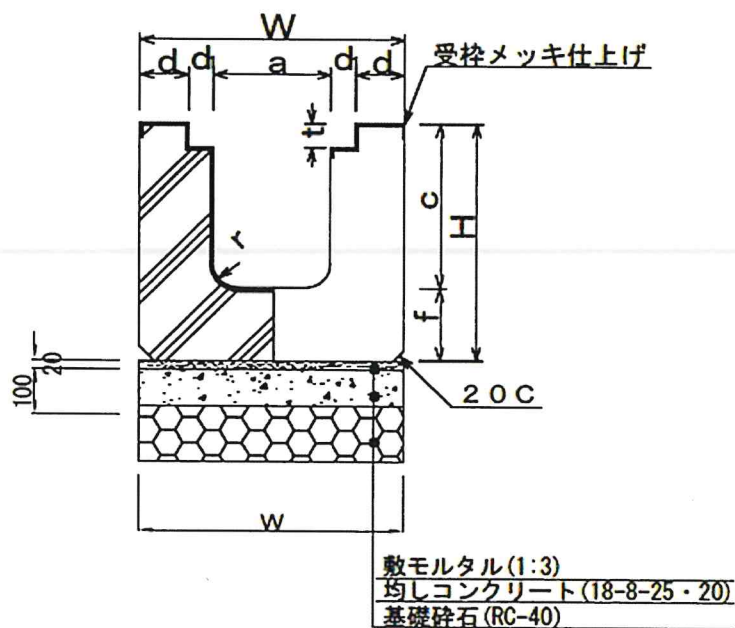
ボルト穴は
ゴムキャップ取付

寸法表

呼び名	寸 法(mm)		
	a	b	c
240	995	330	50
300	995	400	55
360	995	450	60
450	995	550	75

※市街地や住宅地又は歩行者等の多い箇所については、通行する方々の安全を考慮し、原則として細目タイプを使用すること。

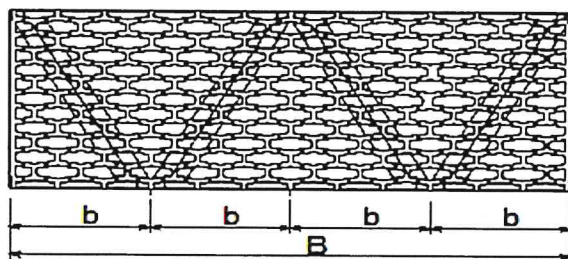
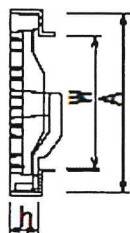
重耐用横断U型側溝



寸法表

呼び名	寸 法 (mm)									
	a	c	d	d ₁	f	t	r	W	H	L
240A	240	340	100	50	150	50	50	540	490	2000
240B	240	400	100	50	150	50	50	540	550	2000
240C	240	500	100	50	150	50	50	540	650	2000
240D	240	600	100	50	150	50	50	540	750	2000
240E	240	700	100	50	150	50	50	540	850	2000
240F	240	800	100	50	150	50	50	540	950	2000
240G	240	900	100	50	150	50	50	540	1050	2000
300A	300	340	98	52	150	50	50	600	490	2000
300B	300	400	98	52	150	50	50	600	550	2000
300C	300	500	98	52	150	50	50	600	650	2000
300D	300	600	98	52	150	50	50	600	750	2000
300E	300	700	98	52	150	50	50	600	850	2000
300F	300	800	98	52	150	50	50	600	950	2000
300G	300	900	98	52	150	50	50	600	1050	2000
300H	300	1000	98	52	150	50	50	600	1150	2000
300I	300	1100	98	52	150	50	50	600	1250	2000

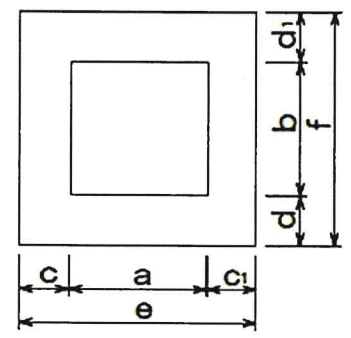
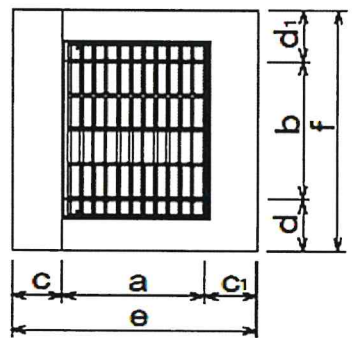
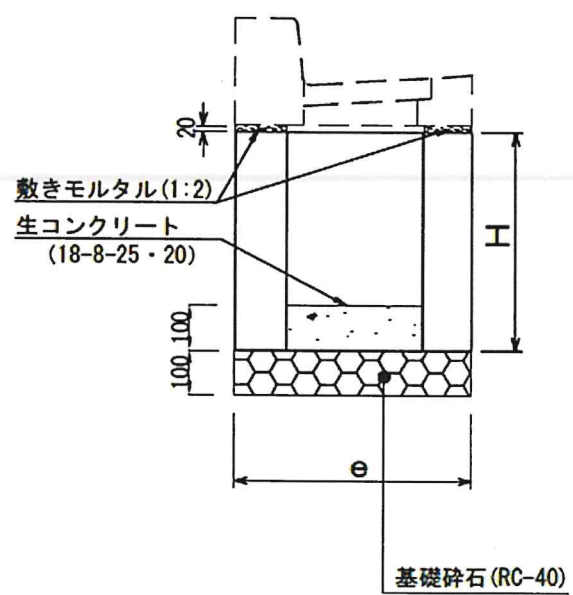
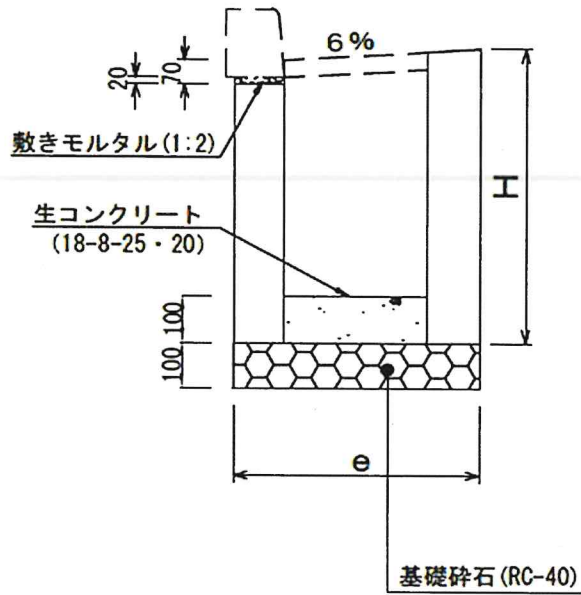
重耐用横断U型側溝用グレーチング



寸法表

呼び名 (W)	寸法(mm)			
	A	b	B	h
240	335	250	1000	50
300	400	250	1000	50
400	500	250	1000	50
500	600	333	1000	65
600	700	333	1000	65

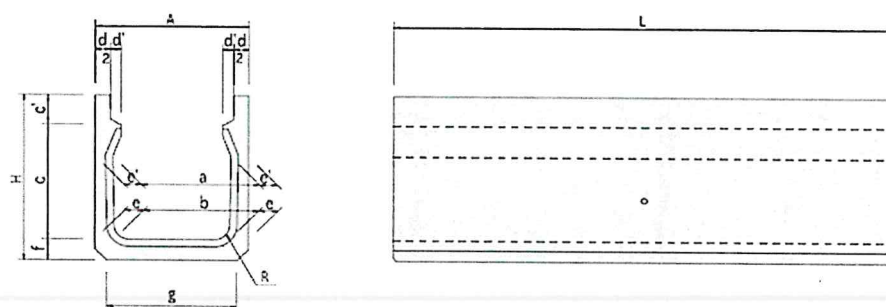
プレキャスト街渠枳
(参考図)



寸法表(参考)

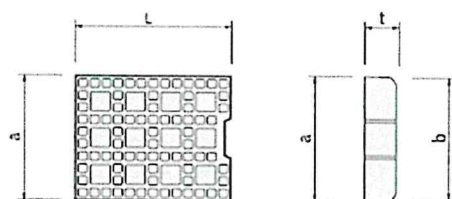
呼び名 (内 法)	寸 法 (mm)							
	a	b	c	c ₁	d	d ₁	e	f
150 x 400	150	400	100	100	100	100	350	600
250 x 400	250	400	100	100	100	100	450	600
300 x 400	300	400	150	150	150	150	600	700
350 x 400	350	400	150	150	150	150	650	700
400 x 400	400	400	150	150	150	150	700	700

防音型側溝標準図



呼び名	寸 法(mm)														参考質量 (kg)
	A	H	a	b	c	c'	d	d'	e	e'	f	g	R	L	
250×250	360	400	250	250	248	87	45	35	55	55	65	300	40	2000	300
300×300	420	455	300	300	298	87	50	35	60	60	70	360	50	2000	376
300×400	420	560	300	290	398	87	50	35	65	60	75	340	50	2000	447
300×500	420	665	300	280	498	87	50	35	70	60	80	340	50	2000	527
400×400	520	575	400	390	398	102	50	35	65	60	75	440	50	2000	494
500×500	650	700	500	500	498	117	55	45	75	75	85	570	50	2000	709

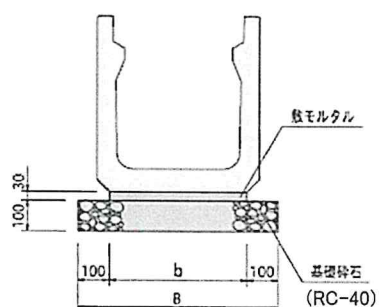
コンクリート蓋



呼 び 名	寸 法(mm)				参考質量 (kg)
	a	b	t	L	
250	262	255	85	499	26
300	312	305	85	499	29
400	412	405	100	499	45
500	532	523	115	499	69

※ 防音型側溝用グレーチング蓋を10m当たり1枚設置する。

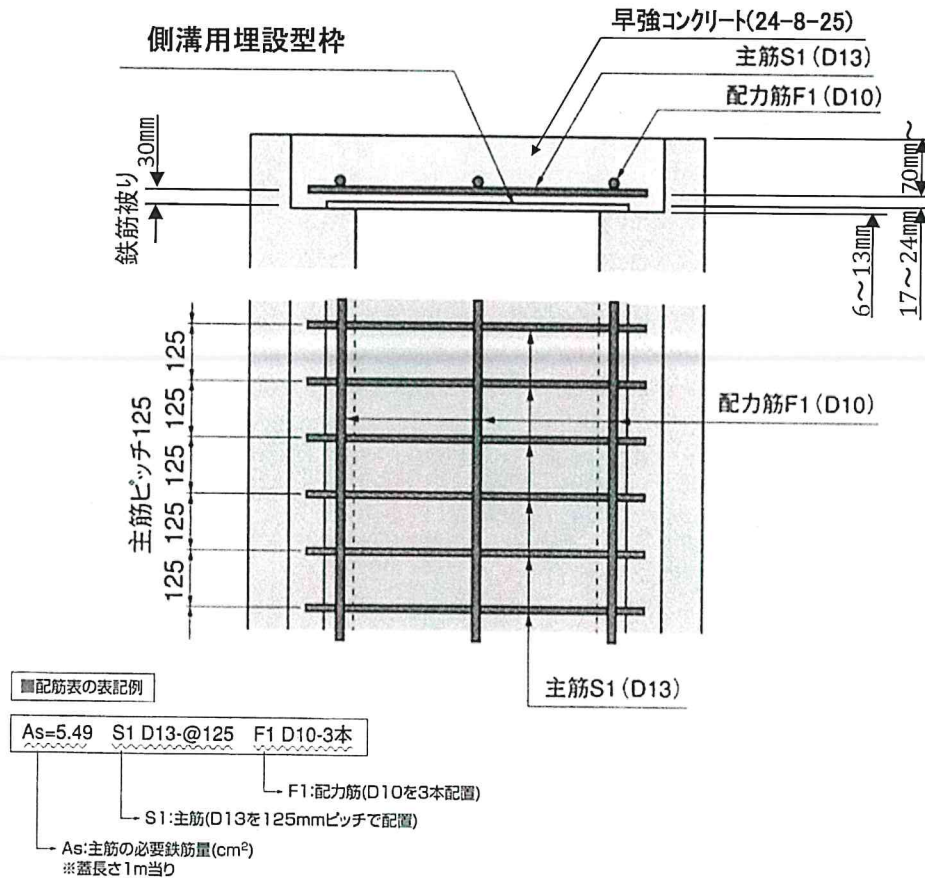
標準断面図



呼 び 名	b	B	(10m当り)	
			鉄モルタル (m³)	基礎材 (m²)
250×250	300	500	0.090	5.000
300×300	360	560	0.108	5.600
300×400	340	540	0.102	5.400
300×500	340	540	0.102	5.400
400×400	440	640	0.132	6.400
500×500	570	770	0.171	7.700

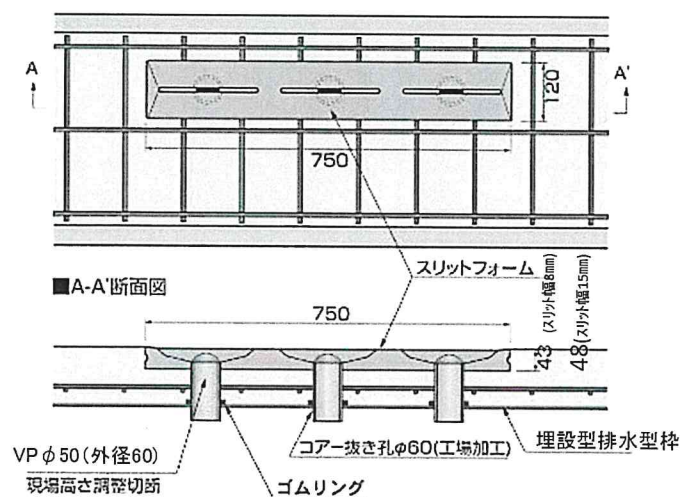
側溝暗渠化工 標準施工図

別図 7



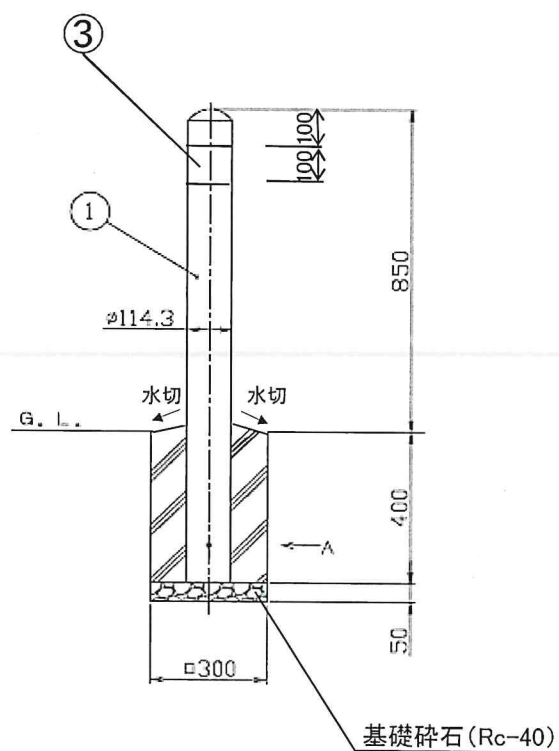
側溝暗渠化工配力筋表									
240用	As	=	2.94	S1	D13	@	200	F1	D13 3 本
300用	As	=	3.94	S1	D13	@	200	F1	D13 3 本
350用	As	=	5.07	S1	D13	@	125	F1	D13 3 本
400用	As	=	5.41	S1	D13	@	125	F1	D13 3 本
500用	As	=	5.71	S1	D13	@	125	F1	D13 4 本
600用	As	=	7.06	S1	D13	@	125	F1	D13 4 本

排水対策用

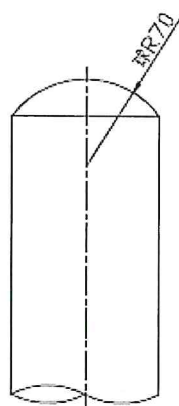


※ 施工後、現況の影響により、表面に水溜りの発生することが想定される場合に設置する。

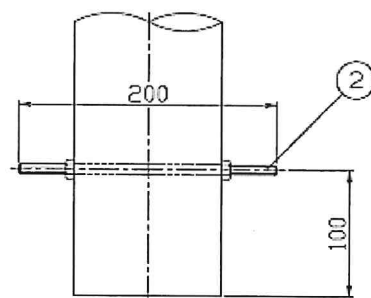
車止め設置工 標準図



頭部詳細図



A矢視図



番号	品名	規格	備考
①	パイプ	鋼管 STK400	$\phi 114.3 \times t4.5$ ・塗装色(黄)
②	アンカーボルト	スチール SS400	M8 $\times$ 200L
③	反射テープ	W=100mm	黄色

街路樹移植等標準仕様書

街路樹の移植等にあたっては、「本仕様書」並び「道路緑化技術基準・同解説」により、適正に施工管理しなければならない。

（移植等の基準）

幹周60cm未満（目通り）の街路樹は移植を原則とする。ただし、周辺の状況や移植の難易度により、道路管理者が移植困難と判断した場合は、次のとおり取扱うものとする。

1. 幹周60cm以上（目通り）及び道路管理者が移植困難と判断した街路樹は、伐採、伐根して適正に処分すること。なお、伐採した樹木の代替方法については、道路管理者と協議し、決定するものとする。
2. 代替樹木の大きさは、樹種等に応じて樹高2.5～5.0m程度のものとし、樹木の樹高、幹周に応じた支柱を設置しなければならない。

（移植及び植栽の方法）

1. 移植及び植栽の時期は、樹種、地域等に応じて、適正な時期に実施できるように、工程等の調整に努めるものとする。
2. 樹木の掘取りに先だって仮支柱を取り付け、過剰枝の剪定等の移植準備をしたうえで、掘取りに着手しなければならない。
3. 移植する樹木の鉢の大きさは、常緑、落葉樹共に原則として根元直径の5倍以上でなければならない。
4. 鉢巻きは、わら縄で樹種、大きさ、移植の方法に応じて適宜行い、強く締込むと共に運搬に際して鉢崩れのないように注意しなければならない。
5. 運搬は、樹根、樹姿を損傷しないよう十分養生のうえ、適切な方法で行わなければならない。
6. 植穴のガレキ、不良土等のほか、樹木の生育に害のあるものを取り除かなければならない。
7. 中・高木を歩道に移植及び植栽する場合は、植穴の周囲に防根シート（市原市より材料支給）を設置しなければならない。

（支柱、支柱材料）

1. 支柱及び控え用丸太は、所定の寸法を有し、割れ腐朽がなく真直ぐな皮はぎ丸太でなければならない。（別図参照）
2. 杉皮は、太節、割れ、腐れのない良品でなければならない。
3. しゅろ縄は、強じんなものでなければならない。

（土の品質）

客土及び目土は、雑草、ガレキ又は笹根の混入していないものでなければならない。

（施 肥）

樹木の施肥は、肥料が直接根に触れず、かつ均等になるように行わなければならない。（別図参照）

（肥 料）

肥料は、窒素：6、リン：4、カリ：3、の割合の固形配合肥料として300gを施肥しなければならない。

（支 柱）

植付けの終わった樹木には、速やかに指定の支柱を取り付けなければならない。なお、支柱材料は、CCA注入品又は防腐剤2回塗りのものを使用すること。（別図参照）

（仮 植）

やむを得ない事由により、移植が出来ない場合は、十分な養生のもとに仮植とし、早期にこれを植付けるよう留意しなければならない。

（灌 水）

植栽した樹木は、速やかに十分な灌水をすること。なお、その後も枯渇しないように適宜灌水すること。

（伐採・抜根）

1. 周辺樹木、施設などを損傷しないように注意深く行う。
2. 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断する。
3. 抜根にあたっては、出来る限り根を残さないようにし、抜根後は埋め戻して整地する。

（後片付け）

受託者は、業務委託の作業終了後、速やかに現場の後片付けをし、入念な清掃を行うものとする。

（発生材の処分）

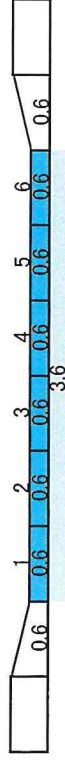
現場での発生材を現場に存置することなく、作業の都度搬出し、適正に処分するものとする。

（枯保証）

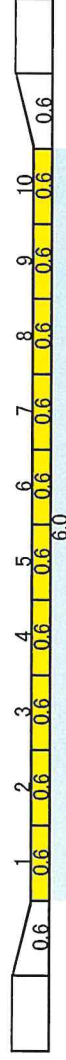
完成検査後、1年以内に移植又は代替により植栽をした樹木が枯れた場合は、申請者負担により、枯れた樹木と同じ種類で、同等の大きさの樹木を植えなければならない。

1本600mmブロックの場合の割付正面図(参考図)

A区分：一般宅地(最大幅4.0m以下)



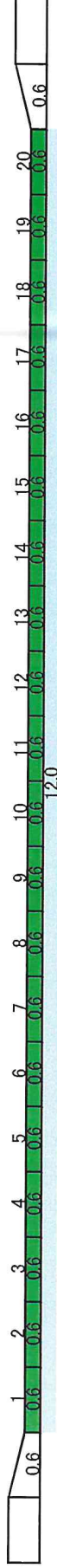
B区分：店舗、事務所、マンション(最大幅6.0m以下)



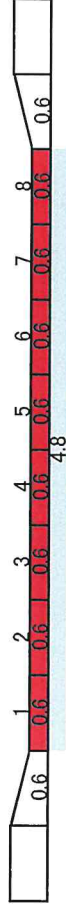
C区分：普通貨物が入りする店舗、事務所等(最大幅8.0m以下)



D区分：給油所、工場、倉庫等(最大幅12.0m以下)



特例A区分：一般宅地で車が2台利用の場合、原則幅5.0mとし、ブロックの割り付け上、やむを得ない場合は、8本分(4.8m)とすることもできる。

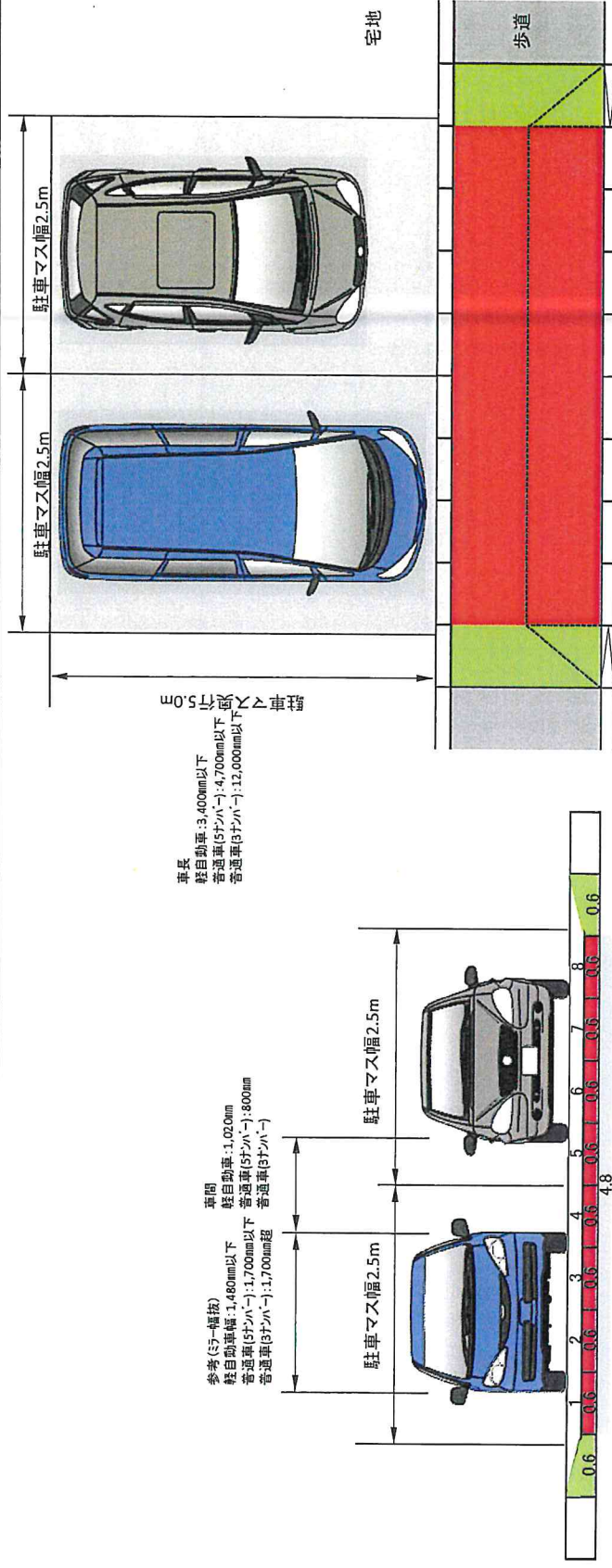


特例A区分：一般宅地で車が3台利用の場合、原則幅7.5mとし、ブロックの割り付け上、やむを得ない場合は、12本分(7.2m)とすることもできる。



1本600mmブロックの場合の割付図(参考図)

特例A区分：一般宅地で車が2台利用の場合、原則幅5.0mとし、ブロックの割り付け上、やむを得ない場合は、8本分(4.8m)とすることもできる。



特例A区分：一般宅地で車が3台利用の場合、原則幅7.5mとし、ブロックの割り付け上、やむを得ない場合は、12本分(7.2m)とすることもできる。

